

令和8年度

# 施政方針

沖縄県介護保険広域連合

## 目 次

はじめに	1
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	3
2 地域支援事業の推進	4
3 介護・介護予防サービス基盤の整備	5
4 介護保険事業の適正化	5
5 介護保険サービスの平準化	6
6 情報等の周知について	7
むすびに	7

## はじめに

本日、令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）の開会に当たり、一般会計及び特別会計予算、諸議案の説明に先立ち、当広域連合の令和8年度運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

当広域連合は平成14年7月30日に設立し、平成15年4月の業務本格稼働から23年目を迎えようとしており、構成する市町村も「市町村合併」や「新規加入」などを経て、現在は29市町村に至っております。令和6年度からスタートした介護保険料均一賦課については3年目を迎え、より一層の定着を図りながら、構成市町村の地域特性を考慮し、「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会づくりを視野に、円滑な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。

介護保険制度の開始時、全国で2,204万人であった65歳以上の被保険者数は令和7年9月には3,619万人と1.64倍増加していますが、前年に比べると5万人の減少となりました。一方、総人口に占める高齢者の割合は29.4%と、過去最高を更新しました。

要介護者及び要支援者の認定者数については、制度開始時の年度末値256万人から令和7年1月には暫定値で約720万人と2.8倍に増加しております。

そのような中、全国で高齢化率の低い地域である沖縄県においても、令和2年（2020年）の国勢調査で65歳以上の割合が超高齢社会の水準21%を超え、令和7年1月には23.9%となっております。

超高齢社会に突入した沖縄県における今後の高齢化率は、令和8年（2026年）には24.4%、令和12年（2030年）には26.1%に推移することが予想され、また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和7年（2025年）1月の65,016人以後、令和8年（2026年）には66,187人、令和12年（2030年）には

73,625 人になると予想されています。

当広域連合における高齢化率は、平成 30 年（2018 年）1 月に初めて 20% 台に到達し、令和 3 年（2021 年）に 22.6%、令和 7 年（2025 年）には 24.2% と増加の一途をたどっております。

また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和 3 年（2021 年）の 18,494 人から、令和 7 年（2025 年）には 19,106 人となっています。

本年度は、第 9 期介護保険事業計画の最終年度を迎えます。計画期間中に団塊世代が 75 歳以上に到達したほか、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）まで高齢者人口は増加が続く見込みであり、また、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口についても急激に増加することから、介護保険制度の持続的発展のために保険者機能を発揮し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策について業務を進めなければなりません。

さらに、介護保険制度の円滑な運営を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するための第 4 次沖縄県介護保険広域連合広域計画が開始されることから、構成市町村と連携した広域的行政運営の強化を図ってまいります。

最終年度となる第 9 期介護保険事業計画で設定されている 5 つの基本方針、

「①地域包括ケアシステムの深化・推進」、

「②地域支援事業の推進」、

「③介護・介護予防サービス基盤の整備」、

「④介護保険事業の適正化」、

「⑤介護保険サービスの平準化」 を柱として、

国が、第 9 期介護保険事業計画の基本指針として示した 3 つの施策、

「①介護サービス基盤の計画的な整備」、

「②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、

「③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」についても、地域共生社会に向けた中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、2040年を見据えた中長期的な人口動態と介護ニーズを適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保することとし、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる「介護保険制度」を目指す決意のもと、国の方針に沿って、構成市町村と連携しながら共に業務に取り組んでまいります。

また、当広域連合を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や介護人材不足、医療・福祉の地域格差など、かつてない課題に直面しています。「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられる社会」を実現することが、私たちの変わらぬ使命です。

本年度は、第9期介護保険事業計画で掲げた基本方針や基本指針の着実な達成と、第10期計画への円滑な移行に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を柱として、各施策に全力で取り組んでまいります。

## 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、「自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進」を支援してまいります。

具体的取り組みとして、構成市町村における

「①在宅医療・介護連携の推進」、

「②認知症施策の推進」、

「③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、

「④地域ケア会議の推進」

「⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携」、

「⑥介護に取り組む家族等への支援の充実」、

「⑦高齢者虐待防止の対策」、

「⑧地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上」、

「⑨災害及び感染症に対する備え」、

合計9つの取り組みを支援してまいります。

## 2 地域支援事業の推進

高齢化の進展により介護ニーズは今後さらに増加する見込みです。地域のつながりを維持し、住民主体のサービスを活用することは、介護予防や重度化防止に大きく寄与します。

このため総合事業の推進を継続し、住民・NPO・民間企業等の参画による多様なサービスの充実と地域の支え合い体制の構築を進めます。地域支援事業推進員による市町村支援を強化しており、市町村相談会、生活支援体制整備事業アドバイザー派遣、地域分析データの提供などを通じ、地域支援事業の効果的な実施を推進してまいります。

保険者機能強化推進交付金については、評価指標の得点向上を目指し、市町村の取組状況を分析しながら連携を強化します。令和6年度の要綱改正により活用が広がり、申請自治体は令和6年度21市町村から令和7年度23市町村に増加しました。保険者努力支援交付金についても国の動向を踏まえ、介護予防や健康づくりに効果的に活用できるよう関係機関と連携し、市町村の実情に応じた事業推進を支援します。

重層的支援体制整備事業については、地域共生社会の実現に向けた重要な施策として位置づけ、市町村の取組状況を踏まえつつ、市町村と連携し、相談支援、参加支援、地域づくり支援が一体となった体制の構築を推進するとともに、

広域連合として必要な支援・調整を行い、計画的な体制整備を進めてまいります。

### 3 介護・介護予防サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた居宅や地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスを中心とした介護サービス基盤の整備を進め、今年度は介護保険事業計画の最終年度となることから、未整備サービスの状況を市町村と共有し、対応を進めてまいります。

また、高齢者が安心・安全に適正なサービスを利用できるよう、介護サービス事業所に対しては、運営指導及び集団指導を計画的に実施し、サービス提供体制の確保に向けた指導・助言を行うことで、サービスの質の維持向上に取り組んでまいります。

### 4 介護保険事業の適正化

第9期介護保険事業計画の保険料収納率向上対策で掲げた、

- ① 確実な収納が見込まれる口座振替の勧奨強化やコンビニ収納・スマホ決済等多様な納付方法の周知
- ② 初期滞納者（現年度分）への徴収対策の実施
- ③ 納付資力のある滞納者に対する法的処分（差押）の強化

の3項目を重点施策として、収納率向上の推進に取り組んでまいります。

また、離島町村の滞納徴収対策として関係町村と連携強化を図りながら、広域連合職員による訪問を行い、被保険者への納付指導及び保険料徴収に取り組めます。

広報活動については、介護保険制度の意義・必要性を周知するため、構成市

町村の広報誌へ掲載を依頼するとともにホームページ、パンフレット等を利用して被保険者の納付意識の向上を図ってまいります。

要介護認定業務については、介護サービスを利用する前提となる重要な業務であることから要介護認定調査員及び要介護認定審査事務員の技術向上を図るため、認定調査員を対象とした厚生労働省要介護認定適正化事業（e-ラーニング等）の活用や県主催の認定調査員等現任研修への参加などに積極的に取り組み、要介護認定の適正化に努めてまいります。

介護給付適正化の取り組みについては、国の指針に基づく主要三事業を中心に進め、自立支援や重度化防止につながる適正なサービス利用の促進、不適正給付の防止・是正に努め、高齢者が安心して必要な支援を受けられる環境の整備に取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実・多様化に努め、職員の職務遂行能力向上を図ってまいります。

## 5 介護保険サービスの平準化

低所得者への支援については、社会福祉法人と連携し、事業を実施する法人の増加に取り組む等、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。また、被保険者や家族、介護支援専門員や介護サービス事業者等へ制度の内容を周知し、低所得者に対する食費、居住費の負担軽減に取り組んでまいります。

離島等市町村に対する支援については、被保険者が必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業者と連携して離島等支

援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。

設立当初から3ランク制による不均一賦課を採用しておりました介護保険料が、令和6年度から均一賦課方式となったことを踏まえ、介護保険サービスの平準化について、地域支援事業の充実や同事業推進員による支援及び組織改編等により市町村支援の取り組み強化を図っております。

## 6 情報等の周知について

介護保険制度への理解を促すため、年2回の広報誌を発刊し、介護保険制度を分かりやすく伝え、市町村の取り組みなどを紹介するなど紙面の充実を図っています。

ホームページについては、被保険者や家族、介護サービス事業者等の利便性や操作性を向上させたほか、各課からの情報については、電子版広報誌「ひじやばしだより」を活用し、さまざまな情報を公開するなど、引き続き内容の充実に努めてまいります。

## むすびに

以上、第9期事業計画の最終年度となる令和8年度の当初予算は、これまでの事業評価等を踏まえ、

「地域包括ケアシステムの深化・推進」、

「地域支援事業の推進」、

「介護・介護予防サービス基盤の整備」、

「介護保険事業の適正化」、

「介護保険サービスの平準化」の5つの基本方針に基づき予算を編成し、

一般会計 1,633,796,000 円  
特別会計 38,909,658,000 円 となっております。

本年度で3年目を迎える保険料の均一賦課方式については、より一層の定着と運用の適正化を図ってまいります。高齢者一人ひとりが尊厳をもって暮らせる社会を守り続けるため、多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく、積極的な事業の推進、常に業務体制の見直しや、財政の効率的・効果的運用を図りながら、介護保険制度の健全運営に努めてまいります。

介護保険制度は、構成市町村の皆様一人ひとりの力によって支えられています。当広域連合は、構成市町村、関係団体、そして議会の皆様と力を合わせ、地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の安定運営に全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、今後も、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、「令和8年度の施政方針」と致します。

令和8年2月13日

沖縄県介護保険広域連合長

赤嶺 正之